

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成二十一年

三月三十一日

火曜日

山梨県教育委員会

委員長 古屋 知子

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年教育委員会訓令甲第一号)を次のように改正する。

第十四条第三項中「、配達記録郵便物」を削る。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令	一
教育次長等専決規程及び教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令	一
山梨県統計調査条例施行規則	二
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	五
山梨県教育庁組織規則及び山梨県教育委員会事務局決裁規則の一部を改正する規則	五
山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則	五
山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則	六

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般	教育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	県 立 函 書 館
県 立 美 術 館	県 立 考 古 博 物 館
県 立 博 物 館	県 立 文 学 館
県 立 考 古 博 物 館	県 立 学 校
県 立 文 学 館	県 立 学 校
県 立 学 校	県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

教育次長等専決規程及び教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 廣 瀬 孝 嘉

教育次長等専決規程及び教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「水道管」の下に「、自動販売機」を加える。

一 教育次長等専決規程(昭和三十二年教育委員会教育長訓令甲第二号)第五条第十号

二 教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程(昭和四十六年教育委員会教育長訓令甲第一号)第一条第三号

### 附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県統計調査条例施行規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 古屋知子

山梨県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第二条 条例第三条の規定による公示は、県公報に掲載して行うものとする。

(県基幹統計調査であること等の明示)

第三条 教育委員会は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第四条及び第六条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(調査員証)

第四条 条例第五条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第一号様式による統計調査証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(立入検査の証明書)

第五条 条例第六条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、第二号様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第六条 条例第十条第一号の規則で定める者は、独立行政法人等(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第二項に規定する独立行政法人等をいう。)、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第七条 条例第十条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 知事等、議会、国の行政機関、他の地方公共団体又は前条に規定する者(次号に於いて「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附則

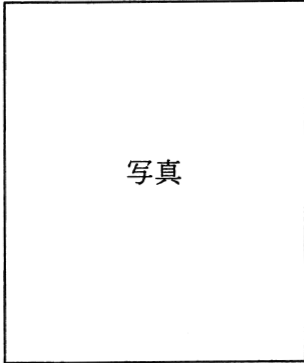
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(表)

第 号

統計調査員証



(県基幹統計調査名)

(氏名)

上記の者は、上記の県基幹統計調査に従事する統計調査員であることを証明します。

任命期間 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

山梨県教育委員会教育長

印

(裏)

(注意事項)

- 1 この証票は、調査のために訪問するときは必ず携帯し、必要に応じてこれを提示してください。
- 2 この証票は他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。
- 4 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納してください。

山梨県統計調査条例施行規則(平成21年山梨県教育委員会規則第5号)(抄)

第4条 条例第5条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第1号様式による統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

所属名

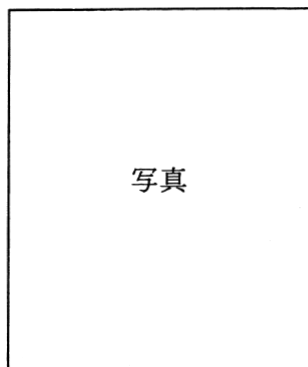
担当名

電話番号

(表)

第 号

山梨県統計調査条例第6条の規定による立入検査証



県基幹統計調査名  
職名及び氏名  
生年月日 年 月 日

上記の者は、山梨県統計調査条例第6条の規定により、立入検査を  
することができるものであることを証明します。

有効期限 年 月 日

年 月 日

山梨県教育委員会教育長 印

(裏)

山梨県統計調査条例（平成20年山梨県条例第50号）（抄）

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときには、当該  
県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査  
員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係  
者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯  
し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

二 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規  
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁を  
せず、若しくは虚偽の答弁をした者

### 山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立文学館の部県立文学館事務職員のうち「副館長」の下に「学芸幹」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育庁組織規則及び山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県教育庁組織規則及び山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第一条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二号中「及び山梨県立科学館」を「山梨県立科学館及び山梨県青少年センター」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「社会教育団体」の下に「青少年育成団体及び青少年団体」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十一 青少年の健全育成に関すること。

（山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第二条 山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任及び補助執行（重要なものに限る。）に関すること。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会規則第八号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則（山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、七月十日から八月三十一日までの間に観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

第四条第二項中「前項第二号、第三号又は第十二号」を「前項第三号、第四号又は第十三号」に改め、同条第四項中「第四号、第五号、第十号又は第十一号」を「第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号」に改める。

第五条中「条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に関する」を「次の」に改め、同条に次の三号を加える。

- 一 条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に関すること。
- 二 条例第九条第二項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。
- 三 条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に関すること。

（山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則（昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、七月十日から八月三十一日までの間に観覧するとき。 条例別表に定める額の全額

第五条第二項中「前項第二号又は第十号」を「前項第三号又は第十一号」に改め、同条第四項中「第三号、第四号、第八号又は第九号」を「第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」に改める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、七月十日から八月三十一日までの間に観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

第六条第二項中「前項第二号、第三号又は第十二号」を「前項第三号、第四号又は第十三号」に改め、同条第四項中「第四号、第五号、第十号又は第十一号」を「第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号」に改める。

第七条中「条例第十一条第一項及び第二項の規定による利用の承認等に関する」を「次の」に改め、同条に次の三号を加える。

- 一 条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に関すること。
- 二 条例第九条第四項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。
- 三 条例第十一条第一項及び第二項の規定による利用の承認等に関すること。

(山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、七月十日から八月三十一日までの間に観覧するとき。 条例別表第一に定める観覧料の全額

第十条第二項中「前項第二号又は第十号」を「前項第三号又は第十一号」に改め、同条第四項中「第三号、第四号、第八号又は第九号」を「第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則 (山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第一条 山梨県立美術館処務規程（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「学芸第一課及び学芸第二課」を「及び学芸課」に改める。

第六条総務課の項中第八号を第九号とし、同項第七号中「美術協議会」を「美術協議会等」に改め、同項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一 指定管理者との連絡調整に関すること。

第六条学芸第一課の項中「学芸第一課」を「学芸課」に改め、同項第一号及び第二号中「近代美術」の下に「及び現代美術」を加え、同項第三号中「近代美術資料等」を「近代美術及び現代美術の資料等」に改め、同項第四号中「近代美術」の下に「及び現代美術」を加え、同項第六号中「学芸図書及び出版物」を「美術に関する図書、出版物及び視聴覚」に改め、同項第八号中「前各号」を「前各号に掲げるもの」に、「に関する」を「及び現代美術に係る」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

- 八 美術情報等の収集及び広報に関すること。
- 九 美術に関する相談及び指導助言に関すること。
- 十 県関係作家の資料、調査及び研究等に関すること。
- 十一 美術の教育普及に係る他の教育機関及び団体等との連携に関すること。

第六条学芸第二課の項を削る。

第七条第一号を削り、第二号イ中「第六条」を「第四条」に改め、同号ロ中「第八条」を「第七条」に改め、同号ハ中「第九条」を「第八条」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第八条第七号中「水道管」の下に「自動販売機」を加え、同条第八号中「及び山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号）」

以下「規則」という。)を削り、同号イを次のように改める。

イ 美術館条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に關すること。

第八条第八号八を削り、同号口中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 美術館条例第九条第二項の規定による開館時間の変更の承認に關すること。

第八条第八号二中「第九条」を「第十四条」に改め、同号ホ中「第十条」を「第十五条」に改め、同号ヘからリまでを削り、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とする。

(山梨県立文学館処務規程の一部改正)

**第二条** 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条総務課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一 指定管理者との連絡調整に關すること。

第七条第一号を削り、同条第二号中「、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号。以下「都市公園条例」という。 )及び山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号。 )を「及び山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号。以下「都市公園条例」という。 )」に改め、同号子中「第五条」を「第三条」に改め、同号リ中「第六条」を「第四条」に改め、同号又を削り、同号ル中「第八条」を「第七条」に改め、同号ルを同号又とし、同号ヲ中「第九条」を「第八条」に改め、同号ヲを同号ルとし、同号ワを削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第八条第七号中「水道管」の下に「、自動販売機」を加え、同条第八号イを次のように改める。

イ 文学館条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に關すること。

第八条第八号八を削り、同号口中「第七条第一項の規定による閲覧の承認及び同条第二項の規定による撮影の承認」を「第十一条第一項及び第二項の規定による利用の承認等」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 文学館条例第九条第四項の規定による開館時間の変更の承認に關すること。

第八条第八号二からトまでを削り、同号子中「第九条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号子を同号二とし、同号リ中「第十条」を「第六条」に改め、同号リを同号ホとし、同号又を削り、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第

十一号イ中「第七条第一項の規定による有料公園施設の利用」を「第四条第一項の規定による都市公園(有料公園施設を除く。 )における行為」に改め、同号口中「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「返還」を「還付」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号を同条第十二号とする。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番